

【別記5】

ふれあいスクーリング仕様書

この仕様書はサン・アビリティーズいづか指定管理業務仕様書に基づき「ふれあいスクーリング」の実施に関する詳細を定めるものである。

1) 目的

小学校、中学校又は高等学校に在学する心身障がい児に対し、ふれあいスクーリング（以下「事業」という。）をボランティアとの交流を通じた中で実施することにより、心身障がい児の福祉の増進に資するとともに、ボランティアの育成に寄与する事を目的とする。

2) 実施時期

原則 7月1日から8月31日までの期間において3日間程度実施する。

3) 実施会場

原則 サン・アビリティーズいづかで行うものとする。

4) 対象者

本市に居住する在宅の心身障がい児のうち、小学校、中学校又は高等学校に在学しているものとする。事業の参加は、原則として対象者本人に限るものとする。（15～18歳の在宅の心身障がい児を含む。）

5) 事業従事者

この事業は、障がい児とふれあうことによる障がい児への理解促進及びボランティア養成を兼ねており、事業の実施に際しての専門スタッフ等の必要な人材は、公募または、関係機関・団体等に対する協力依頼により、高校生・大学生・専門学生・教職員・保健師・保育士・ボランティア団体等による人材を確保し、体験ボランティアとして、全日程に参加することを原則としてこの事業に従事してもらうものとする。

6) 実施方法等

- ア. この事業の実施にあたっては、ボランティアの中から専門的な指導者の確保を図り、全日程を通じての必要なカリキュラムの編成から全体的な指導に至るまでの体制を確立するものとする。
- イ. 対象者の参加については、事前申込み制を採用して事業実施前に対象者の心身の状態を把握するなど円滑な対応が図られるよう努めるものとする
- ウ. この事業の実施にあたっては、事前に障がい者団体を始めとして関係機関・団体との協力体制を確立して円滑な対応が図られるよう努めるものとする。
- エ. この事業を円滑に実施するため、事業に従事するボランティアに対しては、事前研修を実施するものとする。
- オ. この事業の実施に要する経費は、実施主体者が負担するものとする。ただし、参加する対象者から教材費等の必要経費を徴収することができるものとする。